

室蘭市消費者被害防止ネットワークに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、関係機関・団体が連携して、消費者に対し、消費生活に関する情報の提供を推進することで、悪質商法追放気運の醸成を図り、消費者被害の防止に資することを目的とする。

(活動)

第2条 第1条の目的を達成するため、日常的に消費生活センターや会員等から悪質商法等に関する情報を収集し、会員にその情報を提供する。

(会員)

第3条 この会は、第1条の目的に賛同する団体、企業等を会員とし構成する。

(入会等)

第4条 入会等に際しては次に掲げる事項によって手続きを行うものとする。

- 1 入会に際しては、室蘭市消費者被害防止ネットワーク申請書（様式第1号）により事務局へ申し込むものとし、事務局は入会が決定した場合には速やかに会員証（様式第2号）を会員に対し発行するものとする。
- 2 登録内容に変更が生じた場合は室蘭市消費者被害防止ネットワーク申請書（様式第1号）により事務局へ変更の申し込みを行うものとする。
- 3 退会に際しては、室蘭市消費者被害防止ネットワーク申請書（様式第1号）により事務局へ登録抹消の申し込みを行うものとする。

(事務局)

第5条 事務局は消費者行政担当課に置くものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、消費者被害防止ネットワークに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

(あて先)

室蘭市地域生活課

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

室蘭市消費者被害防止ネットワーク(登録 ・ 変更 ・ 抹消) 申請書

所在地・事務局住所 または代表者住所		
電 話 番 号		
担当者	部署及び役職	
	氏 名	
	電話番号	
情報の受け取り方法		メール ・ FAX
FAX番号		
メールアドレス	@	

貴団体の会員へ情報を提供いたしますので、別紙にてお知らせください。

(企業名または団体名及び、メールアドレスが確認できるものであれば様式は問いません)

メールアドレスは、0(ゼロ)やO(オー)、L(エル)や1(イチ)など、表記の区別が付きにくいものについては振り仮名をお願いします。



会 員 証

貴団体（企業）は消費生活に関する情報の提供を推進し悪質商法追放気運の醸成を図り、消費者被害の防止を目的とする室蘭市消費者被害防止ネットワークの会員であることを証します。

室蘭市長 青山 剛

注）本会員証は、消費者被害防止ネットワークに入会していることを証明するものであり、団体（企業）の事業内容、公開されているコンテンツ等について保証したり、取り引きによる損害等について補償するものではありません。